

## 刑事施設等の整備に係る予算の執行等と執行段階における統制について(法務大臣宛て)

会計法令及び予算に違反して執行されていた歳出予算の金額(支出)	324億3708万円
会計法令及び予算に違反して執行されていた国庫債務負担行為の金額(支出)	17億4785万円
繰越制度の趣旨に照らして適正を欠いていたと認められる繰越額(支出)	460億7702万円

### 1 制度の概要

法務本省は、刑務所等の刑事施設等における過剰収容状態を解消するなどのため、平成21年度から24年度までの間に、20刑事施設等の新営工事等の契約を歳出予算又は国庫債務負担行為に基づいて締結している。

歳出予算には、財政法第42条等の規定により、1会計年度に支出が終わる債務を負担する権限（以下「単年度債務負担権限」という。）が、国庫債務負担行為には、同法第15条第1項等の規定により、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する権限（以下「複数年度債務負担権限」という。）が付与されている。そして、国庫債務負担行為は、同法第26条の規定により、事項ごとに債務負担の限度額等を明らかにしなければならないとされている。

支出負担行為（国の支出の原因となる契約その他の行為）は、会計法第11条の規定により、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされており、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第39条の2第1項の規定により、支出負担行為担当官は、支出負担行為をなすには、各省各庁の長から示達された支出負担行為の計画の金額を超えてはならないとされている。また、予決令第39条の4の規定により、支出負担行為認証官（以下「認証官」という。）は、支出負担行為が法令又は予算に違反することがないかなどについて審査した上で適当ではないと認めたときは、認証を拒否しなければならないとされている。

歳出予算については、財政法等において、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができることとされており、繰越しに当たり、同法第43条第1項の規定により、各省各庁の長は、繰越計算書を作製して、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならないとされている。

### 2 本院の検査結果

#### (1) 歳出予算及び国庫債務負担行為の執行等について

法務本省は、刑事施設等の新営工事等の契約を締結するに当たり、施設ごとに計上された歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、まず、国庫債務負担行為を使用した上で、契約額と国庫債務負担行為の使用額との差額に歳出予算を使用するなどしていた。

そして、検査の対象とした21年度から24年度までの4か年度における187件の支出負担行為についてみたところ、107件の複数年度契約（当該契約を締結した年度の翌年度以降に最終の履行期限が到来する契約をいう。以下同じ。）のうち76件（契約額計585億1473万余円）及び16件の区分不能契約全て（同計26億9025万余円）に、それぞれ歳出予算（計324億3708万余円）を使用していた。

(注) 区分不能契約 契約書において、履行期限を当該契約を締結した年度内と翌年度以降とに分けているものの、それぞれの履行期限に対応した契約額を設定していない契約

また、64件の単年度契約（当該契約を締結した年度内に最終の履行期限が到来する契約をいう。以下同じ。）のうち1件（契約額4億5150万円）及び16件の区分不能契約のうち6件（同計21億6772万余円）に、それぞれ国庫債務負担行為（計17億4785万円）を使用していた。

しかし、歳出予算には単年度債務負担権限、国庫債務負担行為には複数年度債務負担権限しか付与

されていないため、歳出予算により複数年度契約及び区分不能契約を締結したり、国庫債務負担行為により単年度契約及び区分不能契約を締結したりすることはできないことから、歳出予算計324億3708万余円及び国庫債務負担行為計17億4785万円の執行は、会計法令及び予算に違反していたと認められる。

また、21年度から24年度までの4か年度における計67事項の歳出予算の繰越しのうち61事項（計460億7702万余円）の対象となる契約については、国庫債務負担行為と歳出予算が、それぞれ契約のどの部分に係る予算なのか不明となっているなどしていた。

このため、法務本省が作製した繰越計算書において設定された全ての事項について、繰越しの対象となる具体的な事務又は事業を判別できない状況となっていて、繰越制度の趣旨に照らして適正を欠いていたと認められる。

### (2) 複数年度契約の契約額について

法務本省は、前記のとおり、国庫債務負担行為のほかに、歳出予算に基づいて複数年度契約を締結していたことから、毎年度、複数年度契約の契約額が、示達された国庫債務負担行為計画示達額を超えており、法務本省の支出負担行為担当官は、予決令第39条の2の規定に違反して支出負担行為を行っていたと認められる。また、法務省における複数年度契約の契約額は、法務本省の支出負担行為担当官が締結した複数年度契約の契約額と地方官署等における複数年度契約の契約額とを合計した額となり、これらを合計すると、毎年度、国会の議決を経た債務負担の限度額を超えており、予算に違反していたと認められる。

### (3) 予算の執行段階における統制について

法務省は、支出負担行為について、予算執行の適正を期するため必要があるとして、認証官に認証を行わせているにもかかわらず、認証官は、契約書等の支出負担行為の内容を示す書類の審査を十分に行っておらず、歳出予算及び国庫債務負担行為の執行が会計法令及び予算に違反しているのに、認証を拒否していなかった。

このような事態は、認証官による統制が十分に機能していなかったと認められる。

## 3 本院が求める是正改善の処置

歳出予算及び国庫債務負担行為は、国会において審議を受け議決を経ており、予算の執行等に当たっては、会計法令、予算等に基づいて行われる必要がある。

については、法務省において、会計事務担当者に対して、研修を実施するなどして、歳出予算及び国庫債務負担行為に付与された権限の内容、繰越制度の趣旨等の予算執行等を適正に行うために必要な会計法令等における基本的事項について周知徹底を図るとともに、歳出予算及び国庫債務負担行為のそれぞれに対応する内容を記載することとする契約書のひな形、予算の執行等を行う上での留意点や執行段階における支出負担行為認証官による統制を十分機能させる上での留意点をまとめたマニュアル等を作成して、これらを十分に周知することにより、予算の執行等が適正に行われるよう是正改善の処置を求める。